

実例 から学ぶ 税務 の核心

～ひたむきな税理士たちの研鑽会～

＜第95回＞組織再編税制の行為計算否認事例

大阪勉強会グループ 著

(濱田康宏・岡野訓・内藤忠大・白井一馬・村木慎吾)

〔前回（第94回）はNo3809（令和6年7月8日号）に掲載いたしました。〕

最近、金の弓に欠けには、sample sample sample

1 はじめに

濱田) このところ、組織再編税制の否認申請がいくつか話題になっていますね。

白井) 否認は全て行為計算否認であり、
事件がエポックメイキングとなる事件だったと

道が相次いで登場しています。その流れを作った最初の事例がTPR事件（東京地判令和元年

le sample

取消請求控訴事件) です。簡単に確認しておき

sample

sample

sample

欠損金を
テックを
の引継ぎ

されてから、既に20年以上が経過しています。
最近の否認例の動向について確認しておくこと
には大きな意

が否認されました。法人税法132条の2（組織再編成に係る行為又は計算の否認）の適用を巡り訴訟となり、本事件で争点と

村木) 最近の
思うところも
ければと考え

sample

sample

sample

2 TPR 事件

白井) 最近、組織再編税制に関する判例や報

57③)である、5年超の期間継続して50%超の支配関係(特定資本関係)があるかどうかですが、この要件も満たしていました。

岡野) しかし、東京国税局は約12億円の繰越